

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>第1章 総則</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第4条第5項の規定に基づき、当取引所が運営するTOKYO AIM市場のJ-Nomadに関して必要な事項を定める。</p> <p>2 当取引所は、プリンシプルベースの考え方に基づき、この規程を運用する。すなわち、当取引所は、この規程の運用に当たっては、各条項の趣旨及び当該各条項に関連する原則的な事項を定めた条項の趣旨に沿って、当取引所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、指定アドバイザー規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。</p>
<p>(公正な業務の執行)</p> <p>第2条 J-Nomadは、常に当取引所の市場の評価と公正さを維持するために行動しなければならない。J-Nomadは、担当会社の株主間の公平性が保たれるように配慮し、かつ、担当会社の業務執行決定機関及びその構成員が当該担当会社の企業価値を向上させるよう指導及び助言しなければならない。</p> <p>2 J-Nomadは、当取引所の市場としての機能の維持及び向上に努め、この規程、TOKYO AIM上場規程及び業務規程その他当取引所の規則を遵守しなければならない。</p>	
<p>第2章 J-Nomadの承認</p> <p>第1節 J-Nomadの承認基準</p>	
<p>(J-Nomadの承認基準)</p> <p>第3条 J-Nomad資格の承認基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>(1) J-Nomadの資格取得申請日以前2年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験があること、又</p>	<p>(コーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績)</p> <p>第2条 規程第3条第1項第1号に規定する施行規則に定める場合とは、次の各号のいずれかに掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 新設合併、株式移転、新設分割等によって設立された会社であり、当該会社の設立以前の会社のコーポレート・ファ</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>は施行規則に定める場合に該当すること</p> <p>(2) 第8条に規定するJ-QEが3名以上いること</p> <p>(3) 経営体制が適切であること</p> <p>(4) 財務状況が健全であること</p> <p>(5) 当取引所とともにプリンシプルベースの考え方にに基づき当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有していること</p> <p>(6) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること</p> <p>(7) 担当会社に対してJ-Nomadとして第11条に規定する契約を遵守できる体制を有していること</p> <p>(8) 自社が業務を行う法域において、規制当局による監督に適切に服していること（該当する場合）</p> <p>(9) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと</p> <p>(10) その他当取引所が必要と認める要件を満たしていること</p> <p>2 J-Nomad資格の取得申請者は、日本の資本市場での経験及び知見を証明しなければならない。</p> <p>3 第1項第3号に規定する「経営体制が適切であること」については、J-Nomad資格の取得申請者の経営が当取引所の市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないこと等、当取引所の市場の評価と公正性が十分に確保されると見込まれる経営体制であるかどうかを勘案して判断するものとする。</p>	<p>イナンス助言業務に関する事業実績を通算して2年間の事業実績がある場合</p> <p>(2) 事業譲受けその他の方法により、2年間におけるコーポレート・ファイナンス助言業務に関する事業実績を有する事業部門等を承継する場合又は人的構成に照らしてそれと同等の事業実績を有する状況にあると当取引所が認める場合</p> <p>(3) その他当取引所が適当と認める場合</p>
<p>第2節 J-Nomadの承認手続</p>	
<p>(承認申請)</p> <p>第4条 J-Nomad資格の取得申請者は、施行規則に定める「J-Nomad資格取得申請書」を当取引所に提出するものとする。</p>	<p>(J-Nomad資格取得申請書等)</p> <p>第3条 規程第4条第1項に規定する「J-Nomad資格取得申請書」は、別記第1号様式によるものとする。</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>2 当取引所は、資格承認審査のため必要と認めるときには、J-Nomad資格の取得申請者に対し施行規則に定める書類の提出を求めることができるほか、参考となるべき報告又は資料の提出その他資格承認審査に対する協力を求めることができる。</p> <p>3 J-Nomadは、第1項に規定する「J-Nomad資格取得申請書」の記載事項に変更があった場合には、速やかに当取引所に届け出なければならない。</p>	<p>2 規程第4条第2項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 事業報告書又はそれに準ずるもの及び同書類に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書</p> <p>(3) その他当取引所が必要と認める書類</p>
<p>(承認審査)</p> <p>第5条 当取引所は、前条第1項に基づく申請を受理した場合、第3条第1項に定める基準に照らし、取引所府令第7条の3に定める措置を踏まえ、J-Nomad資格の承認審査を行う。</p>	
<p>(承認後の手続)</p> <p>第6条 当取引所が、J-Nomad資格の承認を行った場合、J-Nomad資格の取得申請者は、新規登録料の納入及び施行規則に定める「J-Nomad契約書」の当取引所への提出を、当取引所が指定した期日までに行うものとする。</p> <p>2 J-Nomadの新規登録料の額は、施行規則により定める。</p> <p>3 当取引所は、この規程に基づきJ-Nomad資格を付与した場合には、J-Nomad資格の取得申請者にJ-Nomad資格の取得を通知するとともに、その旨を公表する。</p>	<p>(J-Nomadとの契約)</p> <p>第4条 規程第6条第1項に規定する「J-Nomad契約書」は、別記第2号様式によるものとする。</p> <p>(新規登録料)</p> <p>第5条 規程第6条第2項に規定する新規登録料の額は、600万円（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）とする。ただし、資格の取得申請者が当取引所の取引参加者である場合（当取引所の取引参加者になる見込みがあると当取引所が認める場合を含む。）は、300万円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当取引所が必要と認める場合には、新規登録料の納入を免除することができる。</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p align="center">第3節 J-Nomadの適格性要件の継続維持義務</p>	
<p>(J-Nomad適格性要件の継続維持義務)</p> <p>第7条 J-Nomadは資格取得以降においても第3条に規定する基準を継続的に満たさなければならない。当取引所は、J-Nomadが当該基準を満たしていないと認めた場合、第25条の規定に従い、資格の取消し又は措置を講じることができる。</p> <p>2 J-Nomadは、この規程に基づく義務を履行すべく、常時十分な人員を確保しなければならない。これには十分なJ-QEを確保することが含まれる。</p>	
<p align="center">第4節 J-QE</p>	
<p>(J-QE)</p> <p>第8条 J-QE資格の承認基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>(1) J-Nomad又はJ-Nomad資格の取得申請者の常勤の役職員であること</p> <p>(2) J-QEの資格取得申請日以前から5年以内に、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算3年以上有していること</p> <p>(3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解があること</p> <p>(4) J-QEとして関与する業務を通じて当取引所の市場の発展に貢献できる者と認められるものであること</p> <p>(5) J-Nomadとして関与する業務について、これを統括する立場にあること</p> <p>(6) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのないこと</p> <p>(7) 自己が業務を行う法域において、規制当局による監督に適切に服していること（該当する場合）</p> <p>2 J-QE資格の取得申請の対象者は、日本の資本市場での経験及び知見を証明しなければならない。</p> <p>3 J-QE資格の承認は、J-Nomad（J-Nomad資格</p>	<p align="center">(J-QE資格取得申請書の様式)</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>の取得申請者を含む。)より提出された施行規則に定める「J-QE資格取得申請書」に基づき行うものとする。ただし、当取引所が当該申請書の内容について確認する必要があると判断した場合には、J-QE資格の取得申請の対象者と面談することができるものとする。</p> <p>4 J-QEは第1項各号に掲げる基準を継続的に満たさなければならない。当取引所は、J-QEがこれらの当該基準を満たしていないと認めた場合、当該J-QEのJ-QE資格を取り消すことができる。</p>	<p>第6条 規程第8条第3項に規定する「J-QE資格取得申請書」は、別記第3号様式によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 J-Nomadの義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般的な義務</p>	
<p>(適切な経験と注意をもった行動)</p> <p>第9条 J-Nomadは、この規程に規定する義務を履行すべく、常時必要な能力を維持し、善良なる管理者の注意をもって行動しなければならない。</p>	
<p>(担当会社からの独立性の維持)</p> <p>第10条 J-Nomadは、担当会社からの独立性を維持しなければならない。これには次の各号に掲げる事項を含むものとし、その取扱いについては、施行規則に定める。</p> <p>(1) J-Nomadの役職員が担当会社の役職員を兼任していないこと</p> <p>(2) 担当会社との利益相反がなく、利益相反を回避するための十分な社内及びグループ内の体制を維持していること</p>	<p>(担当会社からの独立性維持の判断等)</p> <p>第7条 規程第10条に定める取扱いは、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) J-Nomadが担当会社との間で、独立性を維持できない又は利益相反なしに行動できないおそれのある場合(規程第10条各号に規定する事項に違反するおそれがある場合を含むが、これに限られない。)、当取引所は、個別の事情に応じて、J-Nomadが適切に行動できるか否かについて調査及び検討を行う。</p> <p>(2) J-Nomadは、担当会社との間で、独立性を維持し、かつ利益相反なしに行動するための十分な牽制・管理体制を備えていること(J-Nomad内部において適切な情報隔壁を敷くことを含むが、これに限られない。)を、当取引所に対して確信させなければならない。</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
	<p>(3) J-Nomadは、担当会社及び当該担当会社が支配している又は関係を有する会社に対して、この規程に定めるJ-Nomadの義務の履行に関して利益相反とならない限りにおいて、J-Nomadとしての業務以外の役務を提供することができる。</p>
<p>(担当会社との適切な契約の締結) 第11条 J-Nomadは、担当会社との間で、J-Nomad及び担当会社に関する権利義務についての適切な契約を締結しなければならない。この場合において、当該契約には、施行規則に定める事項が含まれなければならない。</p>	<p>(担当会社との適切な契約の内容) 第8条 規程第11条に規定する施行規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 相手方から受領した情報の非開示及び不適切な利用の禁止 (2) 規程に基づく義務を履行するためにJ-Nomadに生じる義務 (3) TOKYO AIM上場規程を遵守するために担当会社に生じる義務 (4) J-Nomadが規程に基づく義務を履行するために必要な担当会社の義務並びに担当会社の業務及び組織の変更等をJ-Nomadに通知する担当会社の義務 (5) 費用、通知、解約等に関する事項 (6) J-Nomadと担当会社との間（例えば、J-QEと担当会社の社内で指示を行える取締役との間）の連絡手続 (7) 当該契約の解約に係るJ-Nomad及び担当会社の事前催告義務（原則、期間1か月以上。） (8) その他当取引所が必要と認める事項</p>
<p>第2節 上場申請時の義務</p>	
<p>(上場適格性に関する調査及び確認) 第12条 J-Nomadは、担当する新規上場申請者が、TOKYO AIM上場規程第11条に規定する上場適格性要件を満たしているか、及び同規程第2章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、施行規則に定めるところにより「上場適格性に係る宣誓書」を作成のうえ、施行規則に定める書</p>	<p>(上場適格性に係る宣誓書) 第9条 規程第12条及び第20条に規定する「上場適格性に係る宣誓書」は、別記第4号様式によるものとする。 2 規程第12条及び第20条に規定する書類は別記第5号様式とし、J-Nomadは、前項の「上場適格性に係る宣誓書」の作成にあたって、当該様式に定める項目について留意しなければ</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
類と併せて、当取引所に提出しなければならない。	ならない。
<p>(新規上場に関する事務)</p> <p>第13条 J-Nomadは、担当する新規上場申請者に対し、TOKYO AIM上場規程第2章に規定する新規上場申請者の義務の履行について助言するとともに、同章の規定に従い新規上場に関する事務を行うものとする。</p>	
<p>第3節 上場後の義務</p>	
<p>(上場会社の履行すべき義務に関する調査等)</p> <p>第14条 J-Nomadは、当取引所への書類提出等、担当上場会社がTOKYO AIM上場規程第3章の規定に基づく義務を適切に履行しているか調査及び確認を行わなければならない。</p> <p>2 J-Nomadは、担当上場会社がTOKYO AIM上場規程第3章の規定に基づく義務を履行するよう適切な助言及び指導を行わなければならない。</p> <p>3 J-Nomadは、担当上場会社が前項に定める助言及び指導に従わない場合には、直ちに当取引所に報告するとともに、第11条に定める契約の解約について検討しなければならない。</p>	
<p>(上場会社の上場後の義務に関する事務作業)</p> <p>第15条 J-Nomadは、担当上場会社の上場後の義務に関する事務をTOKYO AIM上場規程第3章の規定に従って行うものとする。</p>	
<p>(流動性プロバイダーの確保)</p> <p>第16条 担当上場会社の上場株券等の当取引所の市場における円滑な流通のため、J-Nomadは、流動性プロバイダーの確保について、次の各号に掲げるいずれかの行動をとるものとする。</p> <p>(1) J-Nomadが当取引所の取引参加者である場合に、自ら流動性プロバイダーとなる。</p>	

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>(2)当取引所の取引参加者である J-Nomad が自ら 流動性プロバイダー とならない場合又は J-Nomad が当取引所の 取引参加者 でない場合に、J-Nomad は、担当上場会社 が 流動性プロバイダー を確保できるよう、合理的な行動をとる。</p> <p>2 前項第2号の場合には、J-Nomad は、流動性プロバイダー の業務が遂行されるよう支援するものとする。</p>	
<p>(アナリストレポート)</p> <p>第17条 J-Nomad は、アナリストレポート (担当上場会社 に関する財務分析等を主な内容とする投資家向け配布書類) が広く発行されるよう合理的な努力を行うものとする。</p>	
<p>第4節 その他の義務</p>	
<p>(照会事項への回答)</p> <p>第18条 J-Nomad は、当取引所との連絡上便利な事務所1か所を当取引所からの通知を受ける連絡事務所として当取引所に届け出るものとする。</p> <p>2 J-Nomad は、前項の連絡事務所に、当取引所が行う照会に対する報告、その他当取引所との間の連絡に関する事項を担当する連絡担当者を1名選任し、当取引所に届け出るものとする。</p> <p>3 J-Nomad は、J-Nomad の業務の実施状況及び実施体制に関し、当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告しなければならない。</p> <p>4 J-Nomad は、この規程又はTOKYO AIM上場規程の適用又は解釈に確信を得られない場合、早急に当取引所に助言を求めなければならない。</p>	
<p>(業務に関する記録の保管)</p> <p>第19条 J-Nomad は、J-Nomad として実施した担当会社 との主な討議の内容、担当会社 に提供した助言、指導の内容等</p>	

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>を含むJ-Nomad業務に係る内容に関して適切な記録を作成し、当該記録に係る担当会社への討議、助言等を実施した日から5年間保管するものとする。</p>	
<p>(担当J-Nomadの変更等の際の手続) 第20条 上場会社が担当J-Nomadを変更し、別のJ-Nomadとの間で第11条に定める契約を締結する場合には、新たにJ-Nomadとなろうとする者は、あらかじめ、当取引所にその旨を届け出るとともに、当該上場会社がTOKYO AIM上場規程第11条に規定する上場適格性要件を満たしているか及び同規程第3章に規定する義務を満たしているかについて調査及び確認を行い、施行規則に定めるところにより「上場適格性に関する宣誓書」を作成のうえ、施行規則に定める書類と併せて、当取引所に提出しなければならない。</p>	
<p>(年間登録料の納入) 第21条 J-Nomadは、施行規則に定めるところにより、年間登録料を当取引所に納入するものとする。</p>	<p>(年間登録料) 第10条 規程第21条に規定する年間登録料の額は、毎年1月から12月までの期間に対応するものとして、担当上場会社の数が10社以内の場合は一律200万円、11社以上30社未満の場合は200万円に、担当上場会社の数が10社を超える分について1社あたり20万円を加算したものの合計額、30社以上の場合は一律600万円とする。 2 前項において、上場会社が複数の銘柄を上場している場合には、それぞれ別の会社として取り扱う。 3 年間登録料は、毎年12月末の担当上場会社の数により計算し、翌年3月末までに支払うものとする。ただし、J-Nomad資格を喪失する場合には、当該喪失の日が属する年に対応する年間登録料として200万円を当取引所が指定する期日までに支払うものとする。</p>
<p>(事前通知義務) 第22条 J-Nomadは、次の各号に掲げる事項又は事実の決定</p>	

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>又は発生が見込まれる場合、あらかじめ当取引所に通知するものとする。</p> <p>(1) 合併、分割、事業譲渡、事業の譲受け、株式交換又は株式移転等の J-Nomad の支配構造又は組織構造に重大な変更をもたらす事項又は事実</p> <p>(2) 役員の変更又は組織体制の大幅な変更</p> <p>(3) 事業の全部若しくは一部の停止又は廃止</p> <p>(4) 債務超過又はそれに類する事態に至る危険のある重大な財務の悪化</p> <p>(5) その他当取引所があらかじめ事前の通知を要請した事項</p> <p>2 J-Nomad は、前項の通知を行う場合には、当取引所が必要と認める書類を提出するものとする。</p> <p>3 当取引所は、第1項各号の内容が当取引所の市場の適正な運営及び評価等に鑑みて適当でないと思われるときは、第25条の規定に従い、J-Nomad 資格の取消し等の措置を講じることができる。</p> <p>4 J-Nomad は 担当上場会社 との間の J-Nomad 業務に係る第11条に定める契約を解約しようとする場合には、あらかじめ 当取引所 に通知しなければならない。</p>	
<p>(報告義務)</p> <p>第23条 J-Nomad は、事業年度終了後直ちに、当該事業年度における J-Nomad としての業務内容を、当取引所に報告するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、J-Nomad (当取引所の取引参加者である者を除く。) は、取引参加者規程第20条に規定する場合に該当するときは、直ちにその内容を当取引所に報告するものとする。</p>	
<p>第4章 適格性の確保</p>	
<p>(J-Nomad に対する調査)</p>	

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>第24条 当取引所は、取引所府令第7条の3に定める措置を踏まえ、当取引所の市場の運営上必要があると認める場合は、J-Nomadに対し、当該J-Nomadの業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当該J-Nomadの業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を実地調査することができる。</p> <p>2 J-Nomadは、前項の規定による報告又は資料の提出の請求を受けたときは、直ちにこれに応じなければならない。</p>	
<p>(J-Nomadに対する措置等)</p> <p>第25条 前条の調査の結果又はその他の事由により、J-Nomadがこの規程に定める義務を履行していない又はJ-Nomadとして適格でないと当取引所が認める場合、当取引所は、施行規則に定めるところにより、当該J-Nomadの資格を取り消すことができる。</p> <p>2 前項のほか、当取引所は、J-Nomadがこの規程その他当取引所の規則に違反したと当取引所が認める場合は、当該J-</p>	<p>(J-Nomadに対する措置等の手続)</p> <p>第11条 当取引所は、措置等を講じようとする場合には、当該措置等の対象となるJ-Nomadに対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するものとする。ただし、当取引所は、当取引所の市場の適切な運営に必要であると認めるときは、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、規程第25条第2項第1号又は第3号の措置を講じることができる。</p> <p>2 当取引所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間において、措置等の対象となるべきJ-Nomadに対して、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 予定される措置等の内容</p> <p>(2) 当取引所の認定した事実並びにこれに対する法令及び諸規則の適用</p> <p>(3) 当取引所に対し、前2号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出することができる旨並びにそれらの期限</p> <p>3 前項の場合において、意見が述べられ又は証拠が提出されたときは、当取引所は、その検討を行うものとする。</p> <p>4 措置等は、J-Nomadに当該措置等の内容を示した書面を送達することによって、その効力を生ずる。</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>Nomadに対して、施行規則に定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>(1) 警告措置</p> <p>(2) 違約金の賦課措置</p> <p>(3) 資格の一時停止措置（当取引所が認めるまでの間、新たに上場会社又は新規上場申請者との間で第11条に定める契約を締結することができないようにする措置をいう。）</p> <p>3 当取引所は、第1項に規定するJ-Nomadの資格の取消しを行う場合、又は前項各号に規定する措置を講じる場合において、当取引所が必要と認めるときには、その事実を公表することができる。</p>	
<p>(異議の申立て)</p> <p>第26条 J-Nomadは、前条に基づく資格の取消し又は措置（以下「措置等」という。）について不服があるときは、施行規則に定めるところにより、当取引所に対して異議の申立てを行うことができる。</p> <p>2 当取引所は、施行規則に定めるところにより、前条に基づく措置等について、変更又は取消しを行うことができる。</p>	<p>(異議の申立ての手続)</p> <p>第12条 J-Nomadは、規程第26条第1項に規定する異議の申立てを行う場合には、前条第4項に規定する書面の送達があった日から10日以内に、異議の対象となる措置等の内容及び異議の理由を記載した書面をもって行うものとする。</p> <p>2 当取引所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、異議の対象となる措置等について、変更又は取消しを行うことができる。</p> <p>3 当取引所は、前項に規定する審査を行った場合、異議の申立てを行ったJ-Nomadに対して、その結果を通知しなければならない。</p>
<p>第5章 資格喪失の申請</p>	
<p>(J-QE資格喪失の申請)</p> <p>第27条 J-QEがJ-QE資格を喪失しようとするときは、当該J-QEの所属するJ-Nomadは、施行規則に定める「J-</p>	<p>(J-QE資格喪失申請書の記載事項)</p> <p>第13条 規程第27条に規定する「J-QE資格喪失申請書」は、別記第6号様式によるものとする。</p>

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>QE資格喪失申請書」により、当取引所にJ-QE資格喪失の申請を行わなければならない。</p>	
<p>(J-Nomad資格喪失の申請) 第28条 J-Nomadは、J-Nomad資格を喪失しようとするときは、施行規則に定めるところにより、当取引所にJ-Nomad資格喪失の申請を行わなければならない。</p>	<p>(J-Nomad資格喪失申請書の記載事項) 第14条 規程第28条に規定するJ-Nomad資格喪失の申請は、資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した「J-Nomad資格喪失申請書」を当取引所に提出して行うものとする。 (1) 商号又は名称 (2) 本店又は主たる事務所の所在地 (3) 代表者名 (4) 全J-QEの氏名 (5) J-Nomad資格喪失の申請の理由 2 前項の「J-Nomad資格喪失申請書」には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 (1) J-Nomad資格喪失の申請に係る取締役会議事録の写し (2) J-Nomad資格喪失に係る日程表 (3) 担当上場会社の取扱いについての資料 (4) その他当取引所が必要と認める書類</p>
<p>(J-Nomad資格喪失の際の手続) 第29条 当取引所は、J-NomadがJ-Nomad資格を喪失(取消しによる喪失を含む。)したときは、直ちに、当該資格の喪失について公表する。</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 定義</p>	
<p>(定義) 第30条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 株券等 TOKYO AIM上場規程第43条第1号に規定する株券等をいう。</p>	

指定アドバイザー規程	指定アドバイザー規程施行規則
<p>(2) コーポレート・ファイナンス助言業務 資本市場における資金調達（新規上場、追加上場、M&Aを含む。）の助言若しくは審査業務、又は公開支援業務をいう。</p> <p>(3) J-QE 第8条第3項に基づき資格を取得した認定上級責任者をいう。</p> <p>(4) J-Nomad 第6条第1項に基づき資格を取得した指定アドバイザーをいう。</p> <p>(5) 上場会社 当取引所に上場している株券等の発行者をいう。</p> <p>(6) 新規上場申請者 株券等の新規上場を申請する当該株券等の発行者をいう。</p> <p>(7) 担当会社 担当上場会社、及びJ-Nomadとの間で第11条に定める契約を締結している新規上場申請者をいう。</p> <p>(8) 担当J-Nomad 上場会社又は新規上場申請者との間で第11条に定める契約を締結しているJ-Nomadをいう。</p> <p>(9) 担当上場会社 J-Nomadとの間で第11条に定める契約を締結している上場会社をいう。</p> <p>(10) 取引所府令 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）をいう。</p> <p>(11) 流動性プロバイダー 上場会社の発行する株券等の売買を円滑にするために、TOKYO AIM上場規程第31条に基づき、当該上場会社から指定を受けた当取引所の取引参加者をいう。</p>	
<p>付 則 この規程は、当取引所が定める日から施行する。 (注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日</p> <p>付 則 この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。</p>	<p>付 則 この規則は、当取引所が定める日から施行する。 (注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日</p> <p>付 則 この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。</p>